

平成27年3月13日

生長の家教区教化部長 先生  
生長の家教区役職者 各位

〒186-0003 東京都国立市富士見台二丁目39番地の1  
公益財団法人生長の家社会事業団  
代表理事(理事長) 久保文剛  
電話 042-572-8770  
FAX 042-573-9205

〒102-0073 東京都千代田区九段北四丁目2番2号  
桜ビル8階 内田智法律事務所  
公益財団法人生長の家社会事業団代理人  
株式会社光明思想社代理人  
弁護士 内田 智  
電話 03-5357-1401  
FAX 03-5357-1402

## 違法複製物(お守り「聖經甘露の法雨」)の 裁判所差止命令に関する重要通知書

合掌、ありがとうございます。

春暖の時候となりましたが、教化部長先生及び教区役職者各位におかれましては、日夜、教区の信徒の皆様方のため光明化運動にご挺身賜り衷心より御礼感謝申し上げます。

さてこのたび、平成27年3月12日午後1時半、東京地方裁判所421号法廷において、裁判長より、宗教法人「生長の家」(以下「教団」と略称します)に対して、「聖經甘露の法雨」を複製、頒布してはならないとの判決及び差止の仮処分命令が言渡されました。(同じく株式会社日本教文社に対しては『生命の實相』の類纂である「生命の教育」を複製、頒布してはならないとの判決が言渡されました。)

判決及び差止の仮処分命令の正本写しは同封別紙のとおりです。

### 1. 裁判所の差止命令に伴い、教化部等でご注意いただきたい事項

この裁判所の差止命令により、教団のお守り「甘露の法雨」は違法複製物であるとして複製、頒布が明確に禁止されました。従って、教化部、地方道場又は各組織において次の行為を行うことは、その代表者(主管、会長等)個人及びその行為を行った職員等個人が、「著作権を侵害する行為によって作成された物を、情を知って頒布し、若しくは頒布の目的で所持する行為」(著作権法第113条第1項第2号)として、著作

権を侵害する行為とみなされ、十年以下の懲役もしくは千万円以下の罰金に処せられ又はこれらを併科されることとなる可能性があります。(著作権法第119条第1項)

また、個人だけでなく、教化部等も、同法第124条第1項第1号の両罰規定により、法人として三億円以下の罰金に処せられる可能性があります。

教団が違法に複製・頒布(下附)した「聖經甘露の法雨」をお守り又は永代祭祀の靈牌用聖經等として信者に下附すること。

上記のものを将来の下附のために所持(教化部等に保管)すること。

以上、誠に老婆心ながら、万一にも法律違反とならないよう、充分にご認識のうえ、法令順守について、役職者のみならず職員等各位にもご注意いただきたく、よろしくお願い申し上げます。

## 2. 経緯及び理由等について

既に、平成24年5月10日付、貴教区への通知文書「教団に対する「聖經甘露の法雨」の著作権無償使用許諾終了のお知らせ」により、その経緯、理由及びご注意いただきたい事項等についてお知らせしたところではありますが、重要な事項について改めてご通知申し上げます。

生長の家社会事業団は、創立者谷口雅春先生より、『生命の實相』等の聖典及び『聖經甘露の法雨』等の聖經の著作権を基本資産として寄附行為を受け、昭和21年1月8日、財団法人として設立許可を主務官庁より受けて、爾来約70年にわたり、谷口雅春先生の宗教的信念に基づく公益法人として国家社会に尽くし、平成24年、内閣総理大臣よりの認定を受けて、公益財団法人に移行いたしました。

「聖經甘露の法雨」の著作権は、公益法人を運営するための基本財産ですので、その使用(複製及び頒布等)については、必ず適正な著作権使用料(印税)を収受すべきことが本来の大原則ですが、生長の家社会事業団では、生長の家信徒各位の幸福を願い、特別の恩典として、教団が、信徒に無償(非売品)で下附する肌守り聖經及び靈牌用聖經に限定して、「聖經甘露の法雨」の著作権の無償使用(複製及び頒布(下附))を許諾しておりました。

しかしながら、公益財団法人移行に伴い、国法(公益法人認定法等)による厳しい規制(公益法人は特定の団体のために特別の利益を与えることが禁止される)を順守しなければなりません。

また、遺憾ながら、出版社として著作権法を最も順守すべきであった日本教文社における法律違反(著作権法違反)が発覚し、生長の家社会事業団との民事訴訟となりました。この訴訟において、日本教文社は、生長の家社会事業団が真正な著作権者であることを否定するなど、法と証拠を無視した悪質な主張を行いました。教団は法律違反の日本教文社と同様の悪質な主張による訴訟を提起して、生長の家社会事業団の正当な権利の実現を著しく妨げる等、著作権の無償許諾の基礎となる信頼関係を教団自ら完全に破壊いたしました。

さらには、教団において、印税の横取りともいべき生長の家社会事業団の著作権を侵害し又は侵害のおそれがある行為があることが発覚いたしました。

以上の理由により、生長の家社会事業団では平成23年12月28日付の内容証明郵便による正式通知「著作権の無償使用許諾の終了に係る通知」(参考資料参照)を発送し、平成24年3月31日の経過により法的効力を生じたので、平成24年5月10日付の前記通知によって、教化部長先生及び教区役職者各位に、信徒各位にもご周知いただきたく、お知らせ申し上げた次第です。

この著作権の無償使用許諾終了に伴い、特に教化部長先生及び教化部職員等の皆様方にご注意いただきたい事項(前記注意事項とほぼ同内容)を通知しておりました。

### 3. 聖なる使命の実現のために - 聖典及び聖經の供給について -

生長の家社会事業団は、昭和20年11月、創立者谷口雅春先生が、戦後復刊最初の『生長の家』誌昭和20年11月号に「生長の家社会事業団の設立」との御文章を発表され、日本救国・世界救済の宗教的信念に基づき、国家社会救済の一大運動とする財団法人設立を提唱され、協力を呼びかけられたことが創立の原点です。

谷口雅春先生は、『大和の国 日本』の「はしがき」において「これ(生長の家社会事業団の設立)は戦後の生長の家人類光明化運動の発進宣言ともいべき文章である」と明確に述べられています。

今日、創立者谷口雅春先生が御昇天されてはや三十年、先生の御<sup>けいがい</sup>警咳に接した方々も次第に少なくなる中、谷口雅春先生の偉大なる御事績と御教えを正しく純粹に歪みなく後世に伝え、谷口雅春先生のご恩に報いるため、私どもは、法人創立にあたって示された尊師谷口雅春先生の切なる御悲願にあらためて回帰し、谷口雅春先生より託された聖なる使命実現のために邁進する決意であります。

特に、公益財団法人生長の家社会事業団及び株式会社光明思想社は、著作権者及び出版権者として、信徒各位への供給責任を有しておりますので、着々と聖典及び聖經の供給を実施しております。

既に、光明思想社より、『生命の實相』(新編『生命の實相』及びオンデマンド頭注版『生命の實相』)等の聖典及び聖經(お守り「聖經甘露の法雨」を含む各聖經)を謹製し頒布しておりますので、どうぞご安心ください。

全国どの書店からもご注文できます。又はインターネット等により、もしくは直接にも申し込むことができますので、信徒の皆様各位にご周知くださいませ。

現在、聖典及び聖經等の入手についてのご相談は、株式会社光明思想社(電話03-5829-6581 F A X 03-5829-6582)で承っております。

また、本件についての法律問題のご相談については内田智弁護士までお願いします。それぞれ秘密は厳守いたします。

末筆ながら、教化部長先生及び教区役職者各位の益々のご健勝とご祥福、並びに貴教区の大発展を心よりお祈り申し上げます。 再拝

【参考資料】

## 著作権の無償使用許諾の終了に係る通知

平成23年12月28日

通知人 財団法人生長の家社会事業団

被通知人 宗教法人「生長の家」

前略 当職は、通知人を代理して、被通知人に対して、以下の事項を通知します。

- 1、通知人は、谷口雅春先生著作「聖經甘露の法雨」の著作権者として、昭和34年11月22日付け「聖經「甘露の法雨」の複製承認に関する覚書」により、被通知人が「聖經「甘露の法雨」を特に肌守り用又は霊牌用に限り「非売品」として複製し、これを信徒に交附すること」を同意していましたが、以下の理由により、平成24年3月31日の経過をもって、被通知人に対する「聖經甘露の法雨」に係る著作権の無償使用（複製及び無償使用許諾による複製品の頒布）許諾を終了することを通知します。
- 2、無償使用許諾終了の第一の理由は、「聖經甘露の法雨」に係る著作権は、通知人において永続的に保全すべき基本財産であります。特に、このたびの公益法人制度の抜本改革に伴い、公益財団法人として、基本財産収益である著作権使用料（印税）を適正公平に収受すべきことが必須となるからであります。すなわち、平成23年11月30日に通知人は内閣総理大臣に対して公益財団法人への移行認定申請を行い、平成24年4月1日付けでの移行を期しておりますが、「聖經甘露の法雨」に係る著作権は、公益財団法人において、関係法令及び新定款により、法令に規定する公益に関する種類の事業であって不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する公益目的事業のための「公益目的保有財産」となります。また、被通知人の国内の布教を援助することは通知人の新定款の公益目的事業に含まれておりません。このため、被通知人に対して特別の恩典に該当する著作権の無償使用許諾を従前通り継続することは、公益目的事業以外で、特定の団体のために特別の援助を行うこととして法令上の問題を生じるおそれがあります。このため、あらかじめ相当の期間において被通知人に通知のうえ、被通知人に対する著作権の無償使用許諾を終了するものであります。
- 3、無償使用許諾終了の第二の理由は、被通知人自身の責に帰すべき事由による信頼関係の完全な破壊であります。  
通知人が株式会社日本教文社に対して初版革表紙『生命の實相』復刻版についての未払印税請求訴訟（東京地裁平成21年（ワ）第6368号損害賠償等請求事件）を提起したところ、被通知人は、通知人に対して、通知人は著作権者ではなく、限

定された書籍につき「印税収入を受け取る権利」のみを有するにすぎないなどとする数々の悪質かつ重大な虚偽の主張による訴訟（同上平成21年（ワ）第17073号著作権侵害差止等請求事件及び平成21年（ヨ）第22079号著作権仮処分命令申立事件）を提起し、第一審において被通知人はこれらに完全に敗訴しましたが、通知人の正当な権利行使を著しく妨げました。

また、通知人らから株式会社日本教文社に対して提起した東京地裁平成23年（ヨ）第22102号書籍発行差止仮処分申立事件は、平成23年12月16日に当事者間で 裁判所の斡旋により和解が成立しましたが、明白な著作権侵害として犯罪行為となりうる株式会社日本教文社による、聖經の違法な複製頒布の実行行為の着手について、同社代理人からの回答書（同事件甲第27号証）に「生長の家本部の了解の下に当面必要とする最小限度の部数を重版することにしたものであります。」と明記されており、被通知人による明確かつ実質的な関与が明らかです。

これらの被通知人の悪質かつ重大な行為は、昭和34年11月22日付け「聖經「甘露の法雨」の複製承認に関する覚書」の基礎である当事者間における信頼関係を完全に破壊しております。従って通知人は、被通知人に対して、被通知人自身の責に帰すべき事由により信頼関係が完全に破壊されたため、昭和34年11月22日付け「聖經「甘露の法雨」の複製承認に関する覚書」を平成24年3月31日経過後の将来に向かって解除すること及び同時に同覚書による著作権の無償使用許諾を終了することを通知するものです。

4、無償使用許諾終了の第三の理由は、被通知人によって通知人の著作権を侵害し又は侵害するおそれのある行為が存在することにあります。通知人は、「聖經甘露の法雨」、「生命の實相」及びその他の著作物の著作権者であり、社団法人「生長の家ブラジル伝道本部」（日本語呼称を「生長の家ラテン・アメリカ伝道本部」としていた時期を含む。以下同じ。）との間で、著作権者として「著作権及び出版権の海外における無償使用許諾契約書」を通知人が所有する著作物毎に締結し、同契約書第4条において「基金」の扱いを定めています。

しかるに、被通知人は、

（1）2011年7月15日付けで、被通知人の代表役員（理事長）磯部和男及び国際部長雪島達史の名義により、生長の家ラテン・アメリカ教化総長及び社団法人「生長の家ブラジル伝道本部」理事長宛の「「印税基金」の取り扱いについて」と題する文書を発信し、同文書中で

「現在、4先生の御著書の著作権を有する宗教法人「生長の家」として、印税の取り扱いについて見直しを行いたいと考えます。今後は、宗教法人「生長の家」に印税を納めていただく方向で検討を進めます。（中略）現在は、著作権者として当法人が印税の取り扱いに関する決定を行うこととなっております。」

と記載し、さらに、

(2)平成23年9月7日、被通知人の責任役員会において、「社団法人「生長の家ブラジル伝道本部」の翻訳・出版に係る印税の扱いについて」との議題で、「社団法人「生長の家ブラジル伝道本部」における谷口雅春先生、谷口清超先生、谷口輝子先生、谷口恵美子先生の御著書の翻訳・出版に係る印税の扱いを次の通りとする。

1.2012年1月度以降、翻訳・出版する場合、印税を宗教法人「生長の家」に納める。(後略)

との決定を行い、この決定内容を、社団法人「生長の家ブラジル伝道本部」及び被通知人の被包括法人代表者に伝達しています。

上記の責任役員会決定内容中の「谷口雅春先生の(中略)御著書」には、通知人が著作権を有する著作物を除くとの明示の文言が一切なく、この決定及び伝達内容によると、通知人が著作権者として社団法人「生長の家ブラジル伝道本部」との間で締結している上記「著作権及び出版権の海外における無償使用許諾契約書」に係る著作物の「印税基金」が含まれていることとなります。このように通知人の著作権に基づく「印税基金」を被通知人に納めさせようとする被通知人の行為は、明らかに「印税の横取り」と云うべき通知人の著作権を侵害する行為又は侵害するおそれのある悪質かつ重大な違法、不当な行為であります。

そこで通知人は、被通知人に対して、著作権法第112条第1項の規定に基づき、社団法人「生長の家ブラジル伝道本部」の「印税基金」に係る著作権侵害の停止又は予防を請求するとともに、「聖經甘露の法雨」の著作権に係る無償使用許諾の終了原因とするものであります。

以上が、著作権の無償使用許諾終了の各理由であります。

なお、無償使用許諾終了後の無断複製及びその頒布は、当然に違法行為であり、著作権法上、民事上の責任のみならず、刑事上の嚴重な処断を受けることをあらかじめ警告します。

また今後本件に関する通知人への連絡は、通知人の代理人である当職宛にお願いいたします。

早々

〔略〕

通知人 財団法人生長の家社会事業団  
代理人 弁護士内田 智 (職印)

〔略〕

〒150-8672 東京都渋谷区神宮前一丁目23番30号  
被通知人 宗教法人「生長の家」  
代表者代表役員 磯部 和男殿